

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高岡地域担い手育成総合支援協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

沢川（そうごう）棚田、山川（やまかわ）棚田、
下山田（しもやまだ）棚田、五位（ごい）棚田
範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

・荒廃農地の発生防止・削減

― 沢川棚田、山川棚田、下山田棚田、五位棚田では、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地については、荒廃農地・遊休農地となっている箇所はない。令和 12 年 3 月まで引き続き荒廃農地又は遊休農地の発生防止に努め、新たな発生を沢川棚田では 2 ha 以内、山川棚田・下山田棚田・五位棚田では 1 ha 以内にする。

・担い手の確保

― 沢川・山川・五位棚田では、令和 12 年 3 月まで新たな担い手 1 名以上を確保する。

・集落機能の強化

― 山川棚田では、棚田を活用し作付けする園芸作物（さといも・まるいも・ながいも・マコモダケ等）収穫イベントを開催し、令和 12 年 3 月までに、年間の参加者 20 人を目指す。

― 下山田棚田では、棚田を活用し植栽したひまわりを使って迷路を作り参加してもらうイベントを開催し、令和 12 年 3 月までに、年間の参加者 20 人を目指す。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

― 沢川棚田では、防草ネットの設置面積（R6 時点 10a）を令和 12 年 3 月まで 20a に拡大し、農地の保全、棚田の景観の保全に努める。また、バッテリー式での電気柵をソーラー式にすることで、電気柵の効果を途切れることなく発揮させ、農作物被害面積を 15a 以内に抑える。

― 山川棚田では、電気柵の設置や適切な草管理などによって、令和 6 年度において鳥獣被害は 30 万円に抑えることができた。今後も引き続き鳥獣被害の防止に努め、令和 12 年 3 月まで被害額を 25 万円/年以下にする。

― 下山田棚田では、電気柵の設置や適切な草管理などによって、令和 6 年度において鳥獣被害は 60a に抑えることができた。今後も引き続き鳥獣被害の防止に努め、令和 12 年 3 月まで被害面積を 50a 以内ににする。

― 五位棚田では、令和 6 年度において鳥獣被害は 30 万円発生したが、電気柵の整備と、防草シートの設置により鳥獣被害の防止に努め、令和 12 年 3 月まで被害額を 25 万円以内に抑える。

・生産性・付加価値の向上

― 下山田棚田では、令和 6 年度における集積率 85%を令和 12 年 3 月までに 5 %増加させ 90%にする。

― 五位棚田では、令和 12 年 3 月までに共同利用のためのトラクターを 1 台導入し、

1人当たりの耕作に要する作業時間を現状から約50時間削減し、生産性の向上に努める。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

一沢川棚田では、年に1度行っている棚田米を活用したもちつきの催しを行っている。それに加えて、今後5年間で、参加者で食べ物などを作る催しを新たに1つ行う。(計年2回 梅干しや漬物など、内容は検討中) 令和12年3月までに、参加者(R6時点20人)を25人以上に増やす。

一山川棚田では、令和12年3月までに、棚田での生産作物(さといも・まるいも・ながいも・マコモダケ等)を30a作付けする。また新たに、景観作物も10a植栽し、地域の振興に繋げる。

一下山田棚田では、景観作物(ひまわり)を20a植栽している。令和12年3月までに植栽面積を25aに拡大させ、地域の振興に繋げる。

一五位棚田では、棚田での生産作物(さつまいも)の植付けや収穫体験を行い、参加者を50人(令和6年度)から令和12年3月までに100人へ増やす。

3 計画期間

認定月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・荒廃農地の発生防止・削減

一全ての棚田において、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定参加者の協力のもと、作物の栽培や農地の草刈り、水管理を行い、荒廃農地や遊休農地の発生を防止する。

・担い手の確保

一沢川棚田では、集落内で退職を迎えた方を農作業に従事してもらえるよう呼びかけることや、若手農業者の募集を行うことで、担い手の確保に努め、継続して農業を行う。

一山川棚田では、集落内の若手農業者に農作業における技術指導を行い、円滑な経営継承・担い手の確保に努める。

一五位集落では、集落内で農作業に従事していた高齢者について、経営継承を促し、担い手の確保に努める。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

一沢川棚田では、防草ネットの設置面積(R6時点10a)を令和12年3月までに、20aに拡大し、農地の保全、棚田の景観の保全に努める。また、バッテリー式での電気柵をソーラー式にすることで、電気柵の効果を途切れることなく発揮させ、農作物被害面積を15a以内に抑える。

一山川棚田では、電気柵の活用や草刈り等を行い、草管理をしているが、鳥獣被害額が令和6年度には30万円あった。今後も鳥獣被害防止に努め、令和12年3月までに、被害額を25万円以下に抑えるようにする。

一下山田棚田では、電気柵の適切な活用や草管理を引き続き徹底し、令和 12 年 3 月までに、鳥獣被害面積を 50a 以内に抑える。

一五位棚田では、電気柵の適切な活用や防草ネットを用いた草管理を引き続き徹底し、令和 12 年 3 月までに、鳥獣被害額を 25 万円以内に抑える。

・生産性・付加価値の向上

一五位棚田において、令和 12 年 3 月までに、共同利用のトラクター 1 台を導入し、耕作や収穫に要する労力の削減をはかり、生産性の向上に努める。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

一年末に沢川集落内で開催しているもちつきの催しでは、集落内でついた餅の販売・配布等を行っている。また、沢川集落内外からの参加者もあり、地域の賑わいに寄与している。もちつき以外のイベントも開催し、年間に行う回数を増やすことで、より一層の地域の賑わい、交流の場の創出に繋げる。

一山川棚田では、棚田を活用し、景観作物（ひまわり等）や園芸作物（さといも・まるいも・ながいも・マコモダケ等）を作付けし、園芸作物の収穫体験を開催することで、棚田地域での交流や地域振興に取り組む。

一下山田棚田では、景観作物（ひまわり等）を植栽し、迷路を作り参加してもらうイベントを開催することで、棚田地域での交流や地域振興に取り組む。

一五位棚田では、棚田での生産作物（さつまいも）の植付けや収穫体験の実施により、棚田地域での交流や地域振興に取り組む。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない沢川棚田、山川棚田、下山田棚田、東保新棚田及び五位棚田については、本計画及び中山間地域等直接支払交付金において作成する集落協定書等に基づき、棚田での営農活動や振興活動を実施することとする。この 5 棚田については、協議会との連携も図りながら、棚田地域の振興、棚田の保全に努めていく。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

高岡地域担い手育成総合支援協議会は、高岡市、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、高岡市農業者協議会から構成される

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項